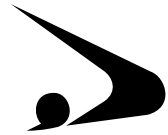


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規 則

秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則(五七・税務課)

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(五八・医務薬事課)

秋田県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(五九・高校教育課)

規 則

秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十七号

秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の表の上欄中「第五十三条第二十六項及び第二十七項」を「第五十三条第四十七項及び第四十八項」に改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号 公告

公 告		
		年 月 日
公告第 号		
		県税事務所長 印
<p>地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達のお知らせをします。県税事務所長は、送達すべき書類を保管していますから、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付します。</p> <p>なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなされます。</p>		
送達する書類の名称	氏 名 (名 称)	摘 要

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十八号

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年秋田県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「前号の者であつて」を削り、「第一条の二第四号(三)」を「第一条の二第三号(八)」に、「施設」を「訪問看護事業所」に、「もの」を「者」に改め、「規定する」の下に「三年以上の県内実務経験又は同条第四号ただし書に規定する」を加える。
第十二条第二号中「二分の三」を「二分の五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則第二条第二項第五号及び第十二条第二号の規定は、この規則の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十九号

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則（昭和五十年秋田県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「一万三千元」を「一万四千元」に、「三年生」月額「一万二千元」を「三年生」月額「一万三千元」に改め、同条第二号中「一万三千元」を

「一万四千元」に、「三年次生」月額「一万二千元」を「三年次生」月額「一万三千元」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄